

## 第 443 回山形海区漁業調整委員会 議事録

日時：令和 8 年 6 月 23 日（火）

午後 2 時半から 5 時まで

場所：山形県水産技術振興センター水産振興部  
3 階大会議室

### 1 報告事項

- (1) 令和 8 年度全国海区漁業調整委員会連合会通常総会の結果について
- (2) 大中型まき網漁業者と沿岸漁業者の調整会議について
- (3) 令和 8 管理年度における特定水産資源【くろまぐろ（小型魚）及びくろまぐろ（大型魚）】の知事管理漁獲可能量の変更について
- (4) その他

### 2 議事

- 【第 1 号議案】山形県漁業調整規則の一部改正について（諮問）
- 【第 2 号議案】手繰第一種漁業（機船手繰網漁業）の公示について（諮問）
- 【第 3 号議案】小型いか釣り漁業の公示について（諮問）
- 【第 4 号議案】令和 8 管理年度における特定水産資源の知事管理漁獲可能量の設定について（諮問）
- 【第 5 号議案】山形・秋田・新潟 3 海区連絡協議会の提出課題について
- 【第 6 号議案】火光利用による一本釣り漁業の委員会指示の見直しの素案について

### 3 出席者

山形県海区漁業調整委員

- ・ 会長 加藤 栄
- ・ 委員 伊原 光臣、田代 善幸、本間 優子、和田 光子、齋藤 守、飯塚 厚司

山形県漁業協同組合 ・ 指導課長 佐藤 悠太郎

農林水産部水産振興課 ・ 水産行政主査 景山 渉

山形県水産技術振興センター

- ・ 副部長（水産研究部） 荒木 康男
- ・ 水産振興部長 加賀山 祐
- ・ 副部長（水産振興部） 高橋 伸明
- ・ 船長 白幡 英樹 ・ 機関長 佐藤 孝浩
- ・ 漁業調整専門員 濱崎 恵美 ・ 漁業調整主査 伊藤 寛和
- ・ 主査 中西 良輔

山形海区漁業調整委員会事務局 ・ 主査 齋藤 祥司

### 4 傍聴者

なし

## 【開 会】

○事務局（斎藤主査）規定第7条第1項（過半数出席）により委員10名のうち7名の出席を確認し、委員会の成立を報告

## 【議事録署名委員の選出】

○加藤会長 規程第12条（会長及び会長の指名する2名以上の委員）により議事録署名人を田代、和田両委員に指名（両委員了承）

## 1 報告事項

（1）令和8年度全国海区漁業調整委員会連合会通常総会の結果について

### 〔資料説明〕

○事務局（中西書記） 報告1の資料を御覧ください。令和8年5月15日に東京都で開催されました令和8年度全国海区漁業調整委員会連合会第62回通常総会について、御報告いたします。

まず、全国海区漁業調整委員会連合会について、簡単に御説明をいたします。当連合会は、海区漁業調整委員会の全国組織として、昭和40年に任意団体として設立され、各都道府県の海区漁業調整委員会の連絡協議や中央省庁等への要望活動などを行っており、各都道府県の海区漁業調整委員会の会長が会員となっており、当海区の加藤会長は役員、理事として御出席されました。

それでは、当総会の内容につきまして、御報告いたします。資料1枚目の裏面、令和8年度通常総会次第を御覧ください。総会では、5の議事の第1号議案から第4号議案まで審議され、全て承認されたところです。

主なものを御説明いたします。第3号議案の協議事項（中央要望活動）について、ですが、ページ番号15ページからとなりますので、御覧ください。要望書の内容については、概ね継続要望ですが、18ページにありますように、新規要望項目があります。1点目は、（1）資源評価の精度向上について、2点目は、（5）TAC管理の柔軟な運用についてです。

いずれも、水産庁に対する要望ですが、それぞれ御説明いたしますと、1点目の資源評価の精度向上については、28ページの要望項目Vの漁業法改正後の制度運用についての2の（1）に記載されていますとおり、利用可能な最大限の漁獲のデータを用いることに加え、同一資源を利用する外国漁船や遊漁者の漁獲実態を踏まえるとともに、研究機関の体制の強化・拡充を図り、資源評価の精度を向上させること。また、精度の高い資源評価や適正・柔軟なTAC運用方法が確立されるまでは、厳格な数量管理を行わないことを要望するものとなります。

また、2点目のTAC管理の柔軟な運用については、29ページの3の（5）に記載されておりますとおり、従来から行われている都道府県間や大臣管理区分との漁獲枠の融通、次期管理期間からの前借について、より円滑な実行を図ること。併せて、複数年管理や迅速な資源の再評価による期中のTAC調整を可能とするなど、資源の上振れ発生時や、やむを得ない混獲により操業停止等に陥らないための仕組みを構築することを新たに要

望するものとなります。

続いて新たな内容としまして、ページ番号の記載はございませんが、39 ページの裏面に記載がありますとおり「(1) 要望書のとりまとめについて(令和9年要望に向けて)」全漁調連事務局から報告があり、承認されたものでございます。詳細については53 ページの次の資料、右肩に別紙②と記載されたものとなりますので御覧ください。

内容は毎年行っている中央省庁への来年度要望案の検討と取りまとめについて、例年よりも4か月ほど早めて依頼があったものです。

資料②の2の主な課題の(3)に下線を引かせていただきましたが、これまで各海区からブロックを経由して、とりまとめられるまでの時間が短く、結果として同じ趣旨の要望が一本化されないケースが見られたとのことで、例年は7月に行われる今年度要望活動の回答結果を踏まえて、8月上旬に依頼があるものでしたが、取りまとめの期間を確保するため、今年度からは今年度の要望活動前に来年度の要望案、たたき台が送られました。

本日は、後段にその趣旨の依頼文と来年度の要望案、それからこれまでの要望経過をお示しする整理表を配付させていただきました。

例年どおり8月上旬に全漁調連事務局より送付されます今年度の要望回答の結果を踏まえて次回委員会等で御説明させていただき、御意見をいただきたいと思っておりますので、委員の皆様には事前に資料のお目通しをいただきますようお願いいたします。報告は以上となります。

#### 〔意見等〕

- 議長 要望事項の取りまとめについて、今年から手順が変わったということです。確かに重複するものなど、無駄な手順もあるので、より精査することで省庁に対する要望事項のインパクトも強まるのではないかと思います。私もこの方針については、異論はない。今の報告事項について皆さんから質問意見はありませんか。(了)

#### (2) 大中型まき網漁業者と沿岸漁業者の調整会議について

##### 〔資料説明〕

- 事務局(斎藤主査) 報告2の資料を御覧ください。大中型まき網漁業は大正許可漁業となっておりますが、県内沿岸漁業者との操業に関する調整や情報交換の場として、水産庁主催の調整会議が毎年開催されております。

この会議には、海区漁業調整委員会委員の皆様にも、立会的な立場で御参加いただいております。

例年は、飛島沖と大瀬沖の2地区について、それぞれ会議を開催していましたが、コロナ禍以降は、Zoomによる開催や書面による情報共有のみの対応となっております。

また、近年は操業上の問題も生じていないことから、今年度につきましても、書面により注意事項等を確認する形で実施することとなりました。

本日は、その情報交換資料をお示ししております。内容につきましては、以前の対面開催時の資料や、例年の確認事項をもとに整理したものとなっ

ておりますので、お時間のある際に御覧いただければと思います。

なお、漁協からは、近年の傾向として、漁場が遠方化しており、鎌礁、向瀬、佐渡北側の瓢箪礁付近でも操業が行われているとの情報提供がありました。

また、県庁水産振興課からは、鳥海礁を含む沖合天然礁およびその周辺海域において、山形県漁業試験調査船「最上丸」等による「底びき網」や「かにかご」などの各種試験操業を実施する場合がある旨の情報提供がありましたので、関係者間で共有しております。説明は以上となります。

〔意見等〕

- 議長 以前は対面会議でやっていた。対面会議の後で親睦会があり、その後2次会会場で他県のイカ釣りの方々と一緒になり楽しい時代もあったのだが、コロナ禍以降対面会議がなくなり、寂しい気がした。幸いにして、山形県沖ではトラブルなく続いていると状況だと思う。今の説明につきまして皆さんから御意見質問などありませんか。（了）

（3）令和8管理年度における特定水産資源【くろまぐろ（小型魚）及びくろまぐろ（大型魚）】の知事管理漁獲可能量の変更について

〔資料説明〕

- 斎藤主査 報告3の資料を御覧ください。くろまぐろの令和8管理年度における知事管理漁獲可能量の変更の取扱いについては、令和8年3月の第441回委員会において、あらかじめお諮りしております。

その際、県内関係漁業者からの要望に基づき融通に係る協議を行った結果、農林水産大臣から都道府県別漁獲可能量の融通通知を受けた場合には、その内容に基づき速やかに知事管理漁獲可能量を変更し、配分を実施した後、直近の委員会で報告する取扱いとすることとしております。

資料1から3枚目までは、その際の諮問および答申の写しとなります。

続いて、4枚目を御覧ください。大型魚について、本県に配分された数量57,200キログラムに変更はありませんが、5月11日付で、山形県くろまぐろ漁船漁業を56,300キログラム、定置漁業を900キログラムに変更し、県ホームページで公表しております。

変更の経緯ですが、5月7日に定置漁業において大型魚94.3キログラム（丸換算後）が水揚げされました。当初、定置漁業に配分されていた大型魚の枠は100キログラムであったことから、今後、大型魚の入網があった場合に、水揚げができなくなる可能性が生じました。

このため、漁船漁業の代表漁業者および漁協において協議を行い、漁船漁業の配分のうち800キログラムを定置漁業へ移すこととしたものです。

なお、漁業法および水産庁への確認の結果、今回の変更は、「管理年度途中において、漁獲状況等を勘案し、各知事管理区分への配分数量を変更する場合」に該当する「軽微な変更」と整理されました。この「軽微な変更」については、農林水産大臣の承認は不要であることから、本県で変更を行った後、農林水産大臣へ報告しております。

続いて、5枚目を御覧ください。5月29日付で、農林水産大臣から、くろまぐろの追加配分に係る漁獲可能量変更通知があり、6枚目および7枚目のとおり変更しております。

小型魚につきましては、6枚目の資料のとおり、本県に配分された数量は8,800キログラムとなり、2枚目のとおり追加配分に関して全量を漁船漁業に配分することになっているため、山形県くろまぐろ漁船漁業を8,600キログラムに変更しております。

大型魚につきましては、7枚目の資料のとおり、本県に配分された数量が83,500キログラムとなり、山形県くろまぐろ漁船漁業を82,600キログラムに変更し、いずれも県ホームページで公表しております。

なお、今回も、小型魚の漁獲可能量を大型魚へ不等量交換する、いわゆる「大小振替」が実施され、本県でも前回4月に引き続き要望を行っております。

具体的には、小型魚の振替希望数量に1.47の係数を乗じた数量を、大型魚の漁獲可能量へ振り替える内容です。

漁業者および漁協が協議した結果、本県では、小型魚10.3トン大型魚15.1トンへ変更するよう要望し、その内容どおり配分されております。この結果、5枚目の農林水産大臣通知のとおり、小型魚の漁獲可能量は19.1トンから8.8トンへ、大型魚の漁獲可能量は68.4トンから83.5トンへ変更となっております。

また、本県の配分量および最新の漁獲実績につきましては、本日配付しております資料に整理しておりますので、御覧ください。

1の令和8管理年度の都道府県別漁獲可能量については、今回の変更内容を表にまとめております。

2の表では、6月17日時点の漁獲状況について、小型魚・大型魚別に整理しております。説明は以上となります。

#### 〔意見等〕

- 議長 ただ今の説明につきまして質問御意見はありませんか。定置がぐっと増えた。私が先月、40代の釣り人から防波堤の先端からスマホで撮影した動画を見せてもらった。酒田の南防波堤の先端で大型のマグロの群れが沸いた、という話があった。南防波堤の先端から50～100メートル位だと思うが、確かに巨大なまぐろが、バシバシ跳ねている。巨大といっても100キロはないと思うが、どう見ても30キロ以上はあるような魚体に見えた。それが跳ねていた。それが定置に入ったら一度に1トンになってしまう。困った事態だと思った。たまたまあの時は、河口付近にマイワシの群れが来ていて、その群れを追って、タイ、ヒラメ、ワラサが集まってきていた。ここまで岸にマグロが近づくことがあるのだと驚いた。本物の動画で、結構な数が跳ねていたのだから、これが定置に入ったら大騒ぎだと思う。そうしたら900キロの枠はすぐに埋まってしまう。だんだん海が、我々が想像していることと違う事が起きていると感じた。この説明について御意見御質問ないですね。（了）

## 2 議 事

### 【第1号議案】山形県漁業調整規則の一部改正について（諮問）

〔資料説明〕

○景山水産行政主査 山形県漁業調整規則の一部改正について説明します。資料1を御覧ください。今回の調整規則の内容は、今年度から山形県組織機構が改編しまして新たに水産技術振興センターが設置されたことに伴い、庄内総合支庁の組織として設置されていた水産振興課が水産技術振興センターの水産振興部として改編されたことに伴い調整規則に組織名を改正するものです。

資料の2ページを御覧ください。具体的な改正の内容は、改正内容に記載しております。

規則第3条第一項に記載されている海面における漁業に関し、知事に申請または届け出しようとするものは、庄内総合支庁長を経由して行わなければならない等の記載について、組織の改編により経由しなければならないものを、庄内総合支庁長ではなく、水産技術振興センター所長に改めるものになります。なお、第2に記載されている内部水面にかかる部分につきましては、7月14日に開催予定の内水面漁業管理委員会に諮問することとしております。続いて第3の施行の期日については、交付の日から施行するとしております。最後に第4のその他についてですが、明記はしておりませんが、先ほども触れましたように、本日お示しました。漁業調整規則の改正につきましては、7月14日に開催予定の内水面漁業管理委員会に諮問します。その後、関係法令の規定により県内部で決裁を回して、農林水産大臣の許可申請及び許可、県公報掲載の順に続きを行うこととしております。この審査過程で文言の修正はないと思いますけれども、内容の変更を伴わないような表現の修正につきましては、県に御一任いただきますようお願いいたします。資料の3ページについては、新旧対照表を記載しておりますので、こちら参照いただければと思います。説明は以上になります。

〔意見等〕

○議長 知事に対する申請の窓口が庄内総合支庁長から水産振興技術センター長に変わったということです。内水面はまた別に違う体制が検討される予定で、内水面漁場管理委員会が担当になります。よって、今回の提案は第3条の第1項だけとなります。御意見質問等がありますか。

○一同 ありません。

○議長 水産技術センターの場所はどこか。

○加賀山部長 中心は加茂になる。水産研究所が水産技術振興センターとなり水産研究部が変わった。そこが中心となる。

○議長 諮問案件なので特に問題がなければ、委員会の検討の結果妥当であると回答します。

【第2号議案】手繰第一種漁業（機船手繰網漁業）の公示について（諮問）

〔資料説明〕

○伊藤漁業調整主査 お手元の資料を御覧ください。こちらの諮問内容は、山形、新潟両海区小型機船底びき網漁業入会操業の協定事項に基づき、新潟県の手繰第一種漁業の漁業者に山形県が許可を行うため、山形県漁業調整規則の規定に基づき、その制限措置の内容及び許可等に関する申請期間並びに許可の有効期間につき、諮問を行うものです。

お手元の資料の1の（1）、可又は起業の認可をすべき船舶の数及び船舶の総トン数その他の制限措置につきましては、昨年度から変更はございません。

また、（2）の許可又は起業の認可を申請すべき期間は、令和8年7月1日から令和8年7月31日までとし、（3）備考のアの許可の有効期間は令和8年9月1日から令和9年8月31日までとしております。備考のイの許可の条件については、山形県内においての手繰第一種漁業の許可の条件と同条件を記載しております。これらにつきましては、事前に新潟県農林水産部水産課と調整した内容となっております。説明は、以上です。御審議のほどよろしく願います。

〔意見等〕

○議長 内容は昨年度と変わらず、申請期間、許可の有効期間が1年ずつずれていく。それ以外は変わらない。皆さんのから御意見質問等あれば願います。特に変わった点はないので、こちらも諮問案件ですので特に異義はないということで回答したいと思う。

【第3号議案】小型いか釣り漁業の公示について（諮問）

〔資料説明〕

○伊藤漁業調整主査 こちらは小型いか釣り漁業の新規許可に係る公示となります。許可期間中に1隻の新規許可の希望がありましたので、諮問するものです。

お手元の資料を御覧ください。表の中の制限措置については、期中の新規のため、現在の許可内容から変更になる部分はありません。

また、許可又は起業の認可をすべき船舶等の数は、漁協を通して希望隻数のあった1隻としております。

そして、（2）の申請すべき期間は、7月からの操業を希望とのことですので、令和8年6月24日、本日の海区が終わった後、答申が示されたら令和8年6月24日より令和8年6月26日までの期間とする。

なお、許可の有効期間は、この漁業許可を受けているほかの方に合わせ、満了日は令和9年4月30日としております。

その他の条件については、既に許可を受けている内容と同じになります。説明は以上になります。御審議のほどよろしく願います。

〔意見等〕

○議長 イカの獲れないこの時代にイカ漁を始めようとする方がいることは嬉しいことである。ぜひ頑張ってほしいと思う。イカがいれば頑張れるがイカが獲れないので大変だろうと思う。

これについて皆さんから御意見質問等ありませんか。

希望者がすでにいるが、40尺の船には、装備はどのくらいかかるのか聞きたい。田代委員わかりますか。40尺の船にイカ釣りの装備はいくらかかるのかわかりますか。

○田代委員 片側3台で6台。新品なら1台80万円

○議長 80万円で買えるのか。

○田代委員 あの頃はそれで買えたが今はもっと高くなったかもしれない。

○議長 今は何でも値上がりしているのです。1千万円まで投資しなくてもいいのか。

○田代委員 いや電気やほかの装備もあるので1千万円でも足りないと思う。

○議長 結構な投資になる。是非イカの群れが来てほしいと思う。内容的には特に問題はないと思うが、皆さんはいかがですか。

○一同 異議なし。

○議長 諮問案件なので当委員会としては、異議はないと回答します。

【第4号議案】令和8管理年度における特定水産資源の知事管理漁獲可能量の設定について（諮問）

〔資料説明〕

○齋藤主査 2、3ページ目のとおり、令和8年5月20日付けで農林水産大臣から都道府県別漁獲可能量の当初配分について通知がありました。これに伴い、4ページから6ページまでのとおり、本県における数量を定めるものであります。

まず、4ページ目の「まさば及びごまさば対馬暖流系群」に関する令和8管理年度の数量について御説明いたします。令和8管理年度は、令和8年7月1日から令和9年6月30日までの期間を指します。

本県に配分された都道府県別漁獲可能量につきましては、過去の漁獲実績が少ないことから、例年どおり「現行水準」とする旨の通知を受けております。

山形県資源管理方針では、本県で「さば類」を漁獲する漁業を総称して「山形県さば類漁業」としていることから、「現行水準」と定める案としております。

次に、5ページ目の「ずわいがに日本海系群B海域」に関する令和8管理年度の数量について御説明いたします。

本県に配分された都道府県別漁獲可能量は123トンとなっております。山形県資源管理方針では、本県で「ずわいがに」を漁獲する漁業を「山形県ずわいがに漁業」としており、「123トン」と定める案としております。

続いて、6ページ目の「まだら本州日本海北部系群」に関する令和8管理年度の数量について御説明いたします。「まだら本州日本海北部系群」

につきましては、「ステップアップ管理」の対象となっております。

後ほど御説明いたしますが、沖合底びき網漁業並びに青森県、秋田県、山形県、新潟県、富山県及び石川県における系群全体の漁獲可能量は1,500トンとされており、本県への配分については「試行水準」とする旨の通知を受けております。

7ページは、ステップアップ管理の考え方に関する資料です。「試行水準」は水産庁が用いている用語であり、ステップ1で使用されていた「参考数量」から名称を変更したものです。意味合いとしては従来と大きく変わるものではなく、ステップ2は、水産庁が適切な管理手法の導入時期を検討する段階であるとされております。このため、漁業者や現場レベルにおいては、ステップ1とほぼ同様の運用、県で数量報告をする運用になるとの説明を受けております。なお、8ページから18ページまでは、当該魚種に関する水産政策審議会資料となっております。このうち18ページには、マダラの試行目安数量が示されており、系群全体で1,500トンと設定されております。

漁法や県ごとの数量は、TAC総量に対し、平成30年から令和4年までの過去5か年の漁獲実績割合の平均値を乗じて算出されたものであり、本県分は203トンとなっております。

ただし、この数値を超過した場合でも罰則はなく、あくまで管理上の目安として示されているものです。

参考まで、令和7管理年度、昨年7月から本年5月までの値となりますが、本県の漁獲実績は82トンとなっております。説明は以上です。御審議のほど、よろしくお願いいたします。

〔意見等〕

○田代委員 ズワイガニは123トンと来年度の決まった数字なのか。

○齋藤主査 そうです決まった数字です。来年度は123トンと決まりました。昨年は128トンでした。

○田代委員 タラは203トンとなっているが、数十年前、タラを一番獲っていた時はどのくらい揚がっていたのか。

○齋藤主査 そこまでは把握していなかったが、直近5か年なら。

○田代委員 5か年では参考にならない。せめて10年くらいの数量でどのくらい獲っていたとか、データがあるといいと思う。というのはイカの二の舞を踏みたくないからです。去年はサメが多くタラを獲りに行くことが出来なかった。サメが邪魔をしてタラが入らなかった。今年は約80トンと話していたが、ほぼタラ釣りは出来なかった。タラの漁場でサメ釣をして、サメが嫌な人はいかない選択をする人が多くいた。自分の2人乗りの船ではサメが怖くて行けなかった。たぶん累計の目安なのでこれから2、3年でそのくらい獲れるかわからないが、今後の目安になる。

漁獲量が想定を超えて200トン以上漁獲した場合、はたしてTACは203トンでいいのか。目安なので多く漁獲した場合、後にTACが決まり203トンになりましただけではうまくないと思う。

○斎藤主査 今調べたが、直近7か年のデータで昨年は187トン、一昨年は266トンでしたが、令和1管理年度は528.3トンという数値もあります。

水産庁で示しているのは平成30年から令和4年の直近5年の事でした。田代委員がおっしゃっているとおり、10年前と比べると過小評価になる可能性もある。現在はステップ2ですのでこの数値を越しても罰則はない。実際に山形ではこれくらい獲れるということを、このステップ2の段階で水産庁に実績として示しておけば、シェア率も変わってくると思う。ステップ3に上がる際は、数量もそれに応じて、変更になる可能性もあるので、あくまでもこの数量は目安です。直近5年の平均値と見て頂ければと思う。

○議長 現在は漁獲の上限ではないので、今後300～400キログラム獲れたらステップ3になったとき、ある程度目安になる。

○斎藤主査 それも考慮されてこの203という数字以上に山形県に配分される可能性もある。

○議長 逆にたくさん獲れて、かなり高い漁獲枠と判断されたらTACの趣旨からそれを削減されることもありうるのではないかな。

○飯塚委員 漁獲枠をいくら超えても今はいいのではないかな。

○議長 いずれステップ3になったときTACの割り当てが問題になる。

○飯塚委員 それは翌年に影響するかどうかの問題なのではないかな。

ズワイガニが昨年より減らされたのはどうしてか。試験操業の結果は悪い数字は出ていないはずだが、

○斎藤主査 約5トン減らされた。明確な理由は水産庁に確認はしていないが、水産政策審議会のズワイガニの資料に載っている。

○議長 これは山形県の漁獲だけを見ているだけでなく、全国で見るのではなかったか。

○斎藤主査 そうです。系群、秋田、新潟も見ていてそのシェア率に応じて配分している。秋田新潟の実績でシェア率が多少下がって208から203トンに減ったということです。

ただし山形県の実績を見ると令和7管理年度今年の5月までの時点で42.5トンその前の年32.8トンでしたので、おそらくTACを超過することは考えにくいと思っている。

○飯塚委員 現実的に毎年TACの7割に達したことで、操業を打ち切ったりしている。1日の操業回数を減らして何とかTAC以内に収めようと努力している。ところが隣の県では一日中操業している。実績がこれだからといわれるとTACに合わせて努力している山形県はいつになっても実績は増えていかない。

隣の県は獲り放題で、それを実績としてTACの数量を決めているといわれると、真面目にやっている我々は、資源が不足しているから数量が決められているというのはわかるが、ここ近年の試験操業の数字を見ると、悪い数字ではないと見ている。その辺を考慮して配分を増やしてもらいたい。冬の間の漁は、今、田代委員が言っていたとおり、タラの時期だがあてにならない状況の中、どうやって漁業者が生きていくか。

獲れる単価の良いズワイガニを獲りたい。そういう事もかんがえてTAC

の数量を増やしてもらうことは出来ないのか。

- 斎藤主査 この通知が来る前の前段として、県にこの数値で問題ないかと国から照会がきます。その際、漁協の指導課にも相談しています。指導課からも独自の資源管理もしているので、実績ベースだけでなく将来の漁業経営が成り立つような TAC 数量にしてほしいというような意見もあります。それを国にも伝えてあるので、引き続きそのような意見も伝えていきたい。

- 議長 TAC は推定資源量を割り出して数量を決めているようだが、その推定資源量はどのように決めているかという、漁獲量から推定しているようです。漁獲を絞ると国の推定資源量が実数と狂うことになる。そこは難しい問題です。

山形県では、1日3回までと曳かないように努力をしているということを考慮して、漁獲に一定の係数をかけて推定資源量を増やすことをやってくれているのかどうかだと思う。その実態はわかりますか。

- 斎藤主査 実態はわからないが、政策審議会や水産機構などでどのように計算しているかはわかりません。今度、確認してみます。

- 議長 単純な漁獲量だけで、推定資源量を計算されてしまわれると、真面目にやっている県が損をする。不真面目とはいわないがルーズにやっているところが得をする。逆転現象のようなことは避けたい。TAC の計算を検討していただきたい。

- 佐藤指導課長 先ほど田代委員からもあったように、イカの二の舞にはしたくないので、ステークホルダー会合や、県独自で底引きの漁業者に対し真タラの TAC の設定になると思うが、もう少し説明をした方がいいと思う。中には知らない人もいるし、私も周知はするが、限界があるので県主導で TAC がどう設定したか、ということを経営の実績も含めてこのようになるということを適切、丁寧に説明が必要と思う。御協力をお願いしたい。

- 議長 毎年、天候によってタラがいても獲れない年もある。天候によって出漁日数が少なく、漁獲量も少ない年もある。どこまで見てくれるかだと思う。県では水産庁に漁獲量を報告するときに今シーズンに出漁日数が何日とか一緒に情報は出しているのか。

- 斎藤主査 出漁日数は出していない。

- 議長 単純に水揚げ量だけですね。例えば好天がなく出漁できない。これしか取れなかった。ということは考慮されないことは問題です。だったら命がけで出るとは言っていられないので、そういう所で推定資源量の計算が雑のような気がする。雑な結果、犠牲になったのはハタハタ。何も考慮しないで計算したので、10 パーセントと言い張ったのでこのような結果になった。修正予測を水産庁にもう少し考えて頂きたい。不平等が出ないように、一定の係数をかけるなど、難しいとは思いますが、1 回の出漁あたりの漁獲量と、総漁獲量を絡めて計算していただけるようになると思う。この時代これだけ AI が進歩しているので、AI を使い合理的な計算が、出来ると思うがどうか。そういったことを県も中央に出していけるといい。

これについて 今日の所は漁獲の目安について、先のことは別としてみなさんよろしいですね。そのように回答したいと思う。今後 TAC の関係も

視野に入れて県のほうから中央に報告するときにそういったことも加味してほしいと要望に加えてほしい。

【第5号議案】山形・秋田・新潟3海区連絡協議会の提出課題について

〔資料説明〕

- 事務局（斎藤主査）前回の委員会で3海区連絡協議会での提出議題について協議いただき、本海区からは「漁業振興の方策（養殖の可能性）について」について議題に挙げることにしました。そのことについて、会長と相談しながら資料5のとおり案を作成しましたので、資料を読み上げます。

漁業振興の方策（養殖の可能性）について。本県では、漁業就業者数の減少や海洋環境の変化に伴う漁獲量の減少などにより、漁業経営を取り巻く環境が厳しさを増しています。このため、漁業収益の安定化や新たな地域産業の創出に向け、サクラマス、イワガキ、アワビ等の養殖事業について検討・実証を進めているところです。

特に、「庄内養殖事業コンソーシアム」を中心に、サクラマスをはじめとした高付加価値魚種の養殖や、陸上養殖、藻類養殖等の事業化に向けた検討が行われています。

一方で、冬季の荒天や夏季の高水温、設備投資負担、種苗確保など、事業化に向けた課題も多いです。ついては、各県における養殖事業の導入状況や課題、収益化に向けた取組事例、漁業者や地域との連携方法等について情報交換を行いたいと思います。

2の提案（照会）理由です。本県では、近年の海洋環境の変化により、従来の天然漁獲に依存した漁業経営が不安定となっており、新たな収益源の確保が重要な課題となっています。また、漁業就業者の減少 および高齢化が進行しており、持続可能な漁業経営体制の構築が求められています。

これまで本県では、サクラマス海面養殖試験、アワビ陸上養殖、岩ガキ養殖試験、藻類養殖など、様々な養殖事業に取り組んできた。現在は、地域漁業者、漁協、民間企業等が連携し、事業化・収益化に向けた検討を進めているところです。

一方で、庄内浜特有の冬季荒天や高波、夏季高水温への対応、飼育コストや設備投資負担、販路確保などの課題があり、安定した事業化に向けては更なる技術的・経営的検討が必要となっています。

このため、各県における養殖事業の成功事例や課題への対応策、行政支援の取組み、地域連携による推進体制、区画漁業権の免許等について意見交換を行い、今後の本県における養殖振興施策の参考としたいと思います。

また、参考資料として、過去に庄内地方で実施された養殖事業の一覧や、ニジマス海面養殖およびイワガキ養殖に関する研究事例の資料を新潟海区および秋田海区に配付し、意見交換を行う予定です。

内容について、御意見がありましたら頂戴し、修正を加えて完成させたいと考えておりますので、よろしく願います。説明は以上となります。

〔質問等〕

○議長 確認ですが、協議会の当日は2ページ以降の庄内の過去の取り組みも配付しますか。

○斎藤主査 配付予定です。

○議長 山形県の提案、提案理由としたいと思うが、照会事項の項目、内容こういったものも加えた方がいいなど、提案理由に関しても、こういったことも述べたらどうかなど、逆にこれはいらないのではないかなど、皆さんの御意見はないですか。

○本間委員 取り組みをいつからいつまでやったというはわかるか。結果別紙1のニジマスは、結局、採算があわないので止めたというのわかるが、他の魚種は、なぜそれ以降止めたのか理由があるとわかりやすいと思う。

○議長 理由とか経過は把握しているのか。

○斎藤主査 こちらの資料を作成したのは県庁の水産振興課で、そこまで確認しているのかは不明です。こちらも確認していませんでした。

○本間委員 1月22日現在の資料なので、例えば遊佐町のアワビの陸上養殖試験は令和7年予定となっているが、令和8年はどうなったのか。そこを記載しないと今現在ではなくなると思う。

○斎藤主査 こちらに関しては確認します。

○議長 取り組みについてもう内容がもう少し具体的なものを盛り込めると他県も参考になると思う。よくわからないが、おそらく採算の問題で断念したものもあると思う。これに載っていない養殖事業もある。県が把握しているもので、もっと面白いものもある。一応陸上養殖も入っているが、基本的には海にいるものを養殖している。

○本間委員 私の記憶だと飛島の一口アワビはなぜ止めたか。一時的に管理が行き届かなくなって止めた。採算ではなかったような記憶がある。

○議長 多くのものは採算で断念しているような気がする。何で止めたかという理由については、他県の方も関心を持たれると思うので、わかるのであれば情報として追加して用意できればと思う。他にないか。

例えばここに載ってはいないがこんなことをしている人がいるとか、情報お持ちの方がいらっしゃればお願いします。

由良の漁港で仁三郎さんがやっていたニジマスの養殖、太っているようにみえた。自分は食べたことがないが、食べたことがある方いますか。部長ありますか。味はどうですか。

○加賀山部長 いわゆるサーモンと味は遜色ないが、脂乗りはそんなになかった。あっさりしていて私は好きでした。

○議長 太ってはいたが身は赤くなっていたか。

○加賀山部長 餌で変わるので、その頃はさほど赤くはなかった。

○議長 色はピンクにもなっていないのか。

○加賀山部長 ピンクです。餌で赤くなるが、一般的なサーモンの色まではいっていません。

○議長 輸入の一般的な鮮やかなサーモンまではいっていなかった。薄いピンクぐらいなのか。

○加賀山部長　そうです。

○議長　水揚げを見て、太って見えたので、脂がのっているように見えた。

○加賀山部長　私に関わったところは、前半の頃だったのでそうでもなかった。

○飯塚委員　鼠ヶ関でもマス进行养殖した。事業化にして相当な年数をかけた。

ニジマス进行陆上养殖というか蓄养なのかそれと海の港の中に囲いを作って养殖をしていた。押しずしなどをやっていた。だが正確な事情は分からないが今はやめている。販路や餌をやる人的なことなのか。実績はある。

○議長　それは加茂の本間水産のことか。

○飯塚委員　違います。地元の漁業者がグループで生産組合を作ってやった。

○議長　私が知っている庄内で养殖した魚としては、加茂の本間水産が五十川に养殖池を作って、养殖したサーモンを食べたことはある。あれはびっくりするくらい美味しくて、あの時はト一屋の会長と一緒に食べたが、マス類でこんな美味しい魚がいることを感心していた。

いいものは出来たがコストがかかりすぎて採算がとれないと聞いた。あの美味しいサケマスを作れるのに残念だと思った。

○伊原委員　経営ができるか、利益が出るかが一番の問題と思う。かなりのロットを作らないと利益が出ないと聞いた。利用出来る海面がないと陆上养殖となり、それに加えかなりのコストになる。その辺の問題がクリアするとうまくいくと思う。

○議長　美味しさには定評があり、間違いないと思う。あれが成功したら、良かったと残念に思っている。本当かどうか分からないが、何の稚魚を大きくしたのか尋ねたら、ニジマスではなかった。キングサーモンの稚魚を育てて陆上养殖したと聞いたが、キングサーモンの稚魚はどこから手に入ったのか。わかる人いますか。キングサーモンとは分類上マスノスケです。貴重な稚魚がなぜ手に入ったのか知りたい。

外見はニジマスと違いサクラマスに近かった。だが本間水産ではキングサーモンを育てたものだと言っていた。真偽はわからない。当事者がまだいるので聞くことは出来る。

ただ「うまい」と感動した記憶はある。それだけに养殖事業を終了したことは残念に思う。部長が食べたニジマスよりもおいしいと思う。

照会事項と理由についてはこれでいいですね。当日配付する資料については、もう少し止めた経緯や理由がわかれば、当日配付できればいいと思う。事務局から検討いただきたいと思う。

関連して毎年、新潟、秋田、山形と回りますが、参加者が少ない。委員の皆様、お忙しいと思いますがなるべく参加をお願いしたい。ここ何年か雨で流れているが、今年は流れないように時期も工夫してあるので、皆さんの御参加をお願いしたい。

【第6号議案】火光利用による一本釣漁業の委員会指示の見直しの素案について  
〔説明等〕

○事務局（伊藤書記）　それでは、資料6を御覧ください。火光利用による一本釣漁業の制限に係る委員会指示の見直しについては、前回4月に開催さ

れた第 442 回の海区で、委員の皆様にご議論いただき、見直しの方向性について、決定していただいたところです。本日は、ポイントは2つです。前回決定した見直しの方向性を踏まえまして、事務局で委員会指示の見直しの素案を作成いたしました。見直しの素案と、委員会指示に基づく事務手続きの要領の素案。委員会指示違反をした場合の処分方針の素案。この3つの素案を作成したので、それについて説明させていただいたのち、審議していただきたいと思います。

もう1つのポイントは、4月に海区で決定した、委員会指示の見直しの方向性につきまして、先日、5トン以上及び5トン未満の船舶の関係漁業者に報告をした。その中、5トン未満の漁業者から御意見がありましたので、素案について一通り御説明した後、本日委員の皆様にご配付させていただきましたお手元の追加資料につきまして漁業者からあった意見についても御説明して御審議していただきたいと思います。

2ページから7ページまでが委員会指示の見直しの素案になります。新旧対照表は4ページから7ページ後ほど御覧下さい。今後委員会指示として発動する素案を1つずつ説明します。

下に下線が引いてあるのが新しくできた、今までない、追加する表現文です。3ページ真ん中の光力制限に線を引くのを忘れてしまいました。

前回の海区で決定していただいた、人数制限などの操業上の制限を加えた形でなお、説明については、資料の2の委員会指示の見直しの素案、3の承認手続きに関する取扱要領、4の委員会指示の違反に対する処分方針の素案、この3つについて、まとめて御説明いたします。

まず、1の操業の禁止について、本文の後に、試験研究又は教育実習で火光釣りをを行う場合を適用除外とするただし書きを設けております。これについては、県の漁業試験調査船である最上丸や県立加茂水産高等学校の実習船鳥海丸が試験研究等で火光釣りをを行う場合については、委員会指示の適用を除外することを想定しているものです。

次に、承認漁業についてです。これまでは、1の(1)で、総トン数5トン以上の船舶を使用する火光釣りは禁止されておりましたが。(1)の部分を山形海区漁業調整委員会の承認を受けないで行う総トン数5トン以上の船舶による火光釣りは禁止とする。委員会の承認を受ければ、総トン数5トン以上の火光釣りが可能となります。(2)については、ほぼ変更ありませんが、明石礁の区域の部分について、カッコ書きで、「明石礁の区域」という記載を設けております。これは、後ほど御説明する操業禁止区域に明石礁の遊漁禁止区域が含まれることから、その部分を引用するためです。

2の光力制限については、特に変更はありませんが、ただし書きに、試験研究等のために操業する場合は適用除外とする規定を追加しております。

3の操業の承認についてです。この部分は、火光釣りの承認漁業に関する規定として、新設したものです。本文ですが、総トン数5トン以上20トン未満の漁船で火光釣りをするものは船舶ごとに、委員会の承認を受けなければならない旨を規定しております。なお、ここでも、試験研究等の場合は、適用除外としております。

(1) の承認対象者についてです。山形県の漁船登録を受けた漁船の使用者であって、酒田市（ただし、飛島を除く）に住所又は本店所在地を有する者としております。事務局では、この住所要件について、当初、共同漁業権の規定と同様に飛島を除く旧酒田市を住所要件と考えておりましたが、会長に御相談し、飛島を除く酒田市とし、さらに法人も対象にできるようにするため、住所だけでなく本店所在地としております。

(2) の操業禁止区域についてです。アは飛島の共同漁業権、海共第1号内は禁止となります。また、イは、海共第2号のうち、遊佐町沖は、12海里以内は禁止とするものです。一方、ウ及びエですが、海共第2号のうち、酒田市沖の7,400m以内と明石礁の遊漁禁止区域は、操業禁止とするものです。最後に、オですが、旧鶴岡市及び旧温海町の沖合は、全面禁止となります。

(3) の操業上の制限についてです。アが人数制限となりまして、乗船者は2人以内としております。イが、光力制限で、承認を受けた者が、明石礁の区域の外縁部1,000以内の海域については、メタハラを除く白熱灯又は放電灯とし、水中使用は3KW以内1個、かつ水中使用と船上使用あわせて3個までとしております。光力の限度は、10KWです。1以外の海域は、メタハラの使用も可です。

制限のウは、他種漁業の操業を妨げないこと、エは操業時の承認証の携帯、オは委員会による指摘事項の遵守について規定しております。ここで、資料の修正をお願いしたいのですが、オの承認を受けた者は、「ア及びイ」とありますが、正しくは、ア、イ、ウ及びエとなりますので、大変申し訳ございませんが修正をお願いいたします。

(4) は承認取消しについて、規定しております。委員会指示違反はもちろん、資源管理や漁業調整上必要な場合も承認の取消ができることとしております。

最後に(5) 取扱要領ですが、操業の承認等に関することは、直接委員会指示に規定するのではなく、別途取扱要領等を定めることとしたいと考えております。

4ページから7ページまでが、ただいま御説明した委員会指示素案の新旧対照表となっております。右側の現行が現在の委員会指示の内容で、左側が見直しの素案となっており、変更となっている部分を抜粋して記載しておりますので、後ほど御覧いただけますと幸いです。

それでは、続きまして8ページ目を御覧ください。こちらは、委員会指示の見直しの素案で、取扱要領は、別に定めることとした火光釣りの承認漁業の申請手続に関する事務手続きの要領の素案となります。簡単に御説明いたしますと、承認申請の手続きや申請書の様式などを定めるものです。

申請書については、要領素案の第2にあります。県漁協さんを経由して委員会に提出することとし、承認証の交付についても県漁協さんを経由して、申請者に交付することを考えております。その他、申請書の提出期限や承認終了後の漁獲成績報告書の提出なども規定する予定です。9ページから11ページが申請書等の様式素案となっております。なお、要領素案

については他県の例を参考に作成しておりまして、当初は承認を受けた者は、要領に基づく旗や標識の掲示も考えたのですが、会長に御相談した結果、承認証の携帯だけでよいのではないかと考えたため、様式には旗や標識はいれておりません。

最後に、委員会指示の違反に対する処分方針の素案について御説明します。前回の委員会で、承認漁業の取消に関する手続きに関するお話がありましたので、処分の種類や、違反の程度、取り消しを行う場合における取消の相手が意見を述べる機会等について、処分方針素案を定めるものとなっております。

第1が処分の種類ですが、(1)、(2)は注意、警告で、行政手続法上の行政指導となります。(3)の知事への裏付命令申請は、漁業法の規定に基づくもので、委員会指示に違反した者に対し、知事が強制力のある指示遵守命令を発出するよう海区漁業調整委員会が知事に対し求める法的手続きとなります。委員会からの申請に基づき、知事から委員会指示違反者に命令が出された後に、当該違反者が再度同様の違反を行えば、漁業法の規定に基づく罰則の対象となります。(4)は、承認取消です。

第2が違反の程度及び違反の回数ごとの処分について記載したものです。ここで、資料の修正をお願いしたいのですが、別表1の中ほどの違反の3回目以降と重大な違反の2回目に「警告」とありますが、こちらを削除お願いします。

また、13 ページを御覧いただきたいのですが、第3の承認取消をしようとする場合の手続きに関してですが、不利益処分ということで、相手方に意見陳述の機会を与える必要がありますが、その手続きについては、新たに規則を作るのではなく、既にある行政手続法と山形県聴聞の手続きに関する規則に基づいて、意見を聞く手続き等を進めたいと考えております。行政手続法と山形県聴聞の手続きに基づいて意見を聞く機会を与える。なお、参考に山形県聴聞の手続きに関する規則を14 ページから18 ページに添付してありますので、後ほど御覧ください。処分方針の第4は、違反回数の計算方法を規定したものです。

以上が、委員会指示の素案、事務取扱要領の素案、処分方針の素案に関する説明となりますが、ここで、本日配付させていただいた追加資料について御説明いたします。

先日、火光釣りの委員会指示の見直しの方向性についての海区での決定事項を関係漁業者に報告しました。漁業者からは、様々な意見はありましたが、概ね海区での決定について、御了承いただいたところです。こうした中で、5トン未満の漁業者からいただいた意見について、1点だけ追加提案させていただきたいと存じます。

1の概要ですが、見直しの方向性について、5トン未満の漁業者からの意見は、「漁船と遊漁船を兼業している者が、水揚げをしていることが問題であるから、漁船と遊漁船の兼業船が水揚げをした場合は、漁業とみなすこととする、漁業と遊漁の線引きについて、委員会指示に明記してもらいたい」との意見がありました。

事務局案としては、5トン未満の漁業者から意見のあった漁業と遊漁の線引きについては、委員会指示ではなく、処分方針に明記することを考えております。

理由としましては、そもそも、この委員会指示違反については、漁業に関する委員会指示であるため、遊漁に関する制限を規定することは適当ではないと考えられるためです。

また、委員会指示に規定しなくても、処分方針に明記することで、十分対応可能と考えます。明記の方法ですが、処分方針の第2に3に火光釣りの承認漁業を受けている者が遊漁船業の火光釣りで、採捕した水産動物を水揚げした場合は、違反とするといった内容を明記することを想定しております。

なお、意見のあった漁業と遊漁の線引きについては、改めて明記をしなくても、委員会が必要と認めた場合に承認を受けた者に指摘するということも可能かと思えます。

いずれにしても、漁業者から意見のあったことについて、どのような対応が適切か、御審議いただけますと幸いです。

資料6にお戻りください。5の今後のスケジュール見込みですが、本日の御審議結果を踏まえ、7月にパブリックコメントを実施、8月の海区で今回御説明しました素案について、委員会指示を発動するための案として御協議いただき、承認されれば、9月に見直し後の委員会指示の発動を予定しております。その後、承認申請を受け付け、10月に承認漁業の決定について御協議いただく予定としております。説明は以上でございます。御審議のほど、よろしくお願いいたします。

〔意見等〕

○議長 もともとの火光釣りに関する委員会指示が5トン以上の船に広げることにより、ボリュームの多いものになりました。事務局でたたき台を作り私も加わり再度変更して何か所か修正して今日の案になった。

大体方針としては、前回細かい所まで詰めたのでそのまま反映されているというようものです。

内容的には方向性は皆さんの賛同は頂けたと思っている。人間の作業ですで見落としはゼロではないので、何かありましたらお願いします。

○本間委員 質問です。パブリックコメントに上げるのは指示の内容と手続き3種類全部なのか。

○事務局（伊藤書記） 別紙1だけです。パブリックコメントは委員会指示の見直し案について、のみです。

パブリックコメントの方法に関して、過去の事例を参考にしながら、このまま載せるのか、それとも抜粋か概要にした物を確認したうえで、他の県や、山形県の他の部局のパブリックコメントを見ますと、そのものは載せていない。概要をわかりやすく図にしたものを載せているので、載せ方は検討したいと思えます。

○議長 全文プラス、ダイジェスト版をパブコメに出すことはしないのか。

- 事務局（伊藤書記） 全文載せても問題はないと思いますが、この全文と概略、引き直した図面を載せて意見を聞いても、問題はないと思います。
- 議長 全文とダイジェスト版と2つを乗せれば問題ないのではないかな。
- 本間委員 別紙2と別紙3はパブコメにはあがらないということか。
- 事務局（伊藤書記） はい。
- 議長 運用の上でのことなのでルールではない。他にはないか。
- 田代委員 細かく大変なのはわかる、何か月もかかったことで結局こうなったのは十分わかるが、新たに承認漁業としようとしたとき、色々な問題があっただろうか。ここまですらないといけないうのもわかる。作る方も大変だと思う。今まで何か月もかかった結果がこれだと言われれば、よく頑張ったと言える。これまで細かく見ていく段階で、作っている事務局側も資料の体裁を間違ってしまうこともあったようだがしょうがないと思う。しかし、承認を受ける方もこれを全部理解することは難しいと思う。これを全部理解するのは難しいし、そもそも守れるならばここまですなくても良いということもわかる。
- そして、5トン未満の船にこの経緯を話したことで、遊漁者と漁業者では別の意見が出た。その意見は把握しておいた方が良いと思う。
- これからやる人の意見で5トン以下にも承認を受けさせるという意見は別問題なので、取り上げる必要もないと思う。これを取り上げると今の承認漁業の話もなくなると思うので、いらないと思う。
- 本間委員 もう一つ確認ですが、後で追加された資料で、半年も問題になってきたのは、5トン以上の遊漁船と漁船を兼ねた船が問題になっている。それで2人以内という制限をかけた。にもかかわらず、またはっきりしてほしいという5トン未満の方の意見ですが、5トン未満に兼業の船はあるのですか。
- 議長 あります。
- 本間委員 そういう人たちも問題になっている。という認識でいいのかな。
- 議長 問題になっていない。
- 本間委員 5トン以上の1隻しかない噂でしたが、この船を抑えたいがために1項目がさらに付け加えられた。
- 議長 遊漁船の場合はたくさんのお客さんを乗せていける。その船は当然水揚げ出来ない。遊漁船の状態に出ていき帰ってきて水揚げをしたら、漁業とみなし、遡って違反ということになる。
- 本当に制度の抜け道を模索し法の網をくぐってやることも出来る。あえてここでは話さないが、そこまで警戒しないといけないと思っている。
- 遊漁船で出た場合、水揚げをしたら即、違反です。その辺はあくまでも取り締まりの基準であって、それを委員会指示に載せることは出来ない。
- 田代委員 冒頭の試験研究のためなど最上丸、鳥海丸は除外と書いてあるが、今までは電気をつけたことはあるのか。この区域でイカ釣りは、鳥海丸が飛島沖などで行う話は聞くが、その他にこの海区で操業した実績はあるのか。その時は電気関係なく付けているのか。
- 荒木副部長（水産研究部） イカ釣りではつけている。

- 田代委員 イカ釣りの試験操業としてつけたということですね。この海区でつけたことはあるか。イカ釣りの試験操業で電気をつけることは当たり前で、ここでの話ではないと思うが、電気をつけることがあるかもしれないので書いておくことはいいと思う。
- 事務局（伊藤書記） 水産研究部のほうから最上丸で火光釣りをした場合どうなのかという話がありましたが、試験操業といっても民間事業者ではなく、試験研究機関である水産研究部の最上丸と水産高校の鳥海丸に限定して除外してはどうかということで記載しました。
- 飯塚委員 レジャー船の規制について何も記載がないが、あるのか。
- 議長 レジャー船は別のルールがある。火光釣りについて別の規制がある。この範囲は10KW、この範囲は30 KWと規制がある。それで漁業者から自分たちが10 KWしか使えないのにレジャー船は30 KW使えるのかという不満が出ている。それは10年間揉めて決まったルールなので、もういじりたくないと思っている。
- 飯塚委員 5トン以上の船は人数が2人だが、ないとは思いますが5トン未満の船が3人乗せても問題はないのか。
- 議長 5トン未満の内規で2人までと別のルールがある。5トン未満にも内規があり構造が複雑です。内規は酒田地区限定の内規で、鼠ヶ関で2人までという内規はない。あくまでも北部小型船組合の内規です。
- 伊原委員 山形県全域でその当時定めたルールがある。ただし、その当時酒田以外で火光釣りをする船はいなかった。
- 議長 ということで规则的には問題はないと思う。あとはルールを破る人の問題で、ルールとしてはよろしいでしょうか。
- 一同 異議なし。
- 議長 委員会指示として皆さんの合意が頂けたということにしたい。パブリックコメントのやり方については一任でいいですね。次回の海区で報告にしてください。

（終了）

## 【閉 会】

〔次回開催予定〕令和8年8月4日（火）午前10時00分

令和8年6月23日  
山形海区漁業調整委員会

会 長 加藤 栄 

委 員 田代 善幸 

委 員 和田 光子 